

# 板橋区重度心身障がい者特別給付金支給要綱

平成 20 年 9 月 24 日区長決定

平成 25 年 1 月 1 日改正

平成 31 年 4 月 1 日改正

令和 3 年 4 月 1 日改正

## (目的)

第 1 条 この要綱は、重度の障がい者を有し、障害基礎年金等を受けないことができない外国人等に対して、板橋区重度心身障がい者特別給付金（以下「給付金」という。）を支給することにより、心身障がい者の福祉の向上を図ることを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

### (1) 障害基礎年金等

国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）に規定する障害基礎年金、平成 6 年国民年金法等の一部を改正する法律（平成 6 年法律第 95 号。以下「平成 6 年改正法」という。）第 1 条の規定による改正前の国民年金法に規定する障害年金、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に規定する障害厚生年金及び法律によって組織された共済組合の支給する障害共済年金並びに国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和 61 年政令第 54 号）第 28 条に規定する障害を支給事由とする年金たる給付をいう。

### (2) 重度心身障がい者

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項による身体障害者手帳の交付を受けている者で、身体上の障害の程度が 1 級若しくは 2 級の者又は東京都愛の手帳交付要綱（昭和 42 年 3 月 20 日民生局通達第 58 号）により愛の手帳の交付を受けている者で知的障害の程度が 1 度若しくは 2 度の者をいう。

### (3) 在日外国人等

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 3 条に規定する特別永住者及び国籍法（昭和 25 年法律第 147 号）に基づき帰化によって日本の国籍を取得した者をいう。

### (4) 公的年金

児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第 3 条第 2 項に規定する公的年金たる給付又は国民年金法第 36 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する年金たる給付であって政令で定めるものをいう。

## (支給対象者)

第 3 条 給付金の支給の対象となる者は、障害基礎年金等の受給資格を有しない重度心身障がい者の在日外国人等のうち、板橋区に住居登録（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づく住民基本台帳への記載をいう。以下同じ。）をしている者で、次の各

号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 昭和 57 年 1 月 1 日（以下「基準日」という。）前に満 20 歳に達していて、同日において、日本国内で外国人登録（外国人登録法（昭和 27 年法律第 125 号）に基づく登録をいう。以下同じ。）をしていた者。
- (2) 基準日前に重度心身障がい者であった者又は基準日以後に重度心身障がい者となったが障がい発生原因となった傷病に係る初診日が満 20 歳以後で、かつ、基準日前に属する者。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは支給対象としない。

- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づく保護を受けているとき。
- (2) 公的年金を年額 240,000 円以上受給しているとき。
- (3) 受給者の前年の所得が国民年金法施行令（昭和 34 年政令第 184 号）第 5 条の 4 に規定する額を超えているとき。
- (4) 板橋区に外国人登録若しくは住民登録を行った日から引き続き 2 年を経過していないとき。

（給付金の額）

第 4 条 給付金の額は月額 20,000 円とする。ただし、公的年金を年額 240,000 円未満受給している者についての給付金の額は、当該公的年金の額を 1.2 で除して得た額を給付金の月額から控除した額とする。

（給付金の申請）

第 5 条 給付金の支給を受けようとする者は（以下「申請者」という。）は、板橋区重度心身障がい者特別給付金支給申請書及び口座振替依頼書（別記第 1 号様式）を区長に提出しなければならない。

（給付の決定）

第 6 条 区長は、前条の規定による申請があつたときは、その可否を決定し、板橋区重度心身障がい者特別給付金支給決定通知書（別記第 2 号様式）又は板橋区重度心身障がい者特別給付金不支給決定通知書（別記第 3 号様式）により、申請者に通知する。

（支給期間及び支給時期）

第 7 条 給付金は支給の申請をした日の属する月から受給資格の消滅した日の属する月まで支給するものとする。

2 給付金は毎年 4 月、8 月、12 月（以下「支払期月」という。）にそれぞれの前 4 月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた給付金を支払う場合及び受給資格がなくなった場合は、支払期月以外の月においても支払うことができるものとする。

（受給資格の喪失）

第 8 条 第 6 条の規定により給付金の支給決定の通知を受けた者（以下「受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当したときは、給付金の受給資格を喪失するものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 板橋区外に転出したとき。

- (3) 身体上の障がいの程度又は知的障がいの程度が第2条第1項第2号の規定する程度に該当しなくなったとき。
- (4) 生活保護法に基づく保護を受けるに至ったとき。
- (5) 年額240,000円以上の公的年金を受けるに至ったとき。
- (6) 現況届を当該年度末までに提出しなかったとき。

2 前項により、受給資格を喪失したときは、板橋区重度心身障がい者特別給付金受給資格喪失通知書（別記第4号様式）により、受給者又は親族に通知する。

(届出)

第9条 受給者は毎年7月1日から7月31日までの間に、板橋区重度心身障がい者特別給付金現況届（別記第5号様式）を、区長に提出しなければならない。ただし、区長がその届出を要しないと認めたときは、この限りでない。

2 受給者は、現況に変更があったときは、速やかに板橋区重度心身障がい者特別給付金異動届（別記第6号様式）を区長に提出しなければならない。

(支給の停止)

第10条 区長は、受給者が前条第1項の現況届を提出しないときは、8月分からの支給を停止する。ただし、当該年度末までに提出したときは停止を解除し、当該現況届に基づいて支給決定された給付金を支給する。

2 区長は、受給者の前年の所得が、第3条第2項第3号に該当したときは、当該年度の8月分から翌年度の7月分までの支給を停止する。

3 区長は、前2項の規定により支給を停止したときは、板橋区重度心身障がい者特別給付金停止通知書（別記第7号様式）により、又は、第10条第1項ただし書きにより停止を解除したときは、板橋区重度心身障がい者特別給付金停止解除通知書（別記第8号様式）により、それぞれ通知するものとする。

(給付金の返還)

第11条 区長は、受給者が偽りその他不正の手段により給付金を受領したときは、板橋区重度心身障がい者特別給付金返還請求書（別記第9号様式）により、当該受給者に支給した給付金の一部又は全部を返還させることができる。

(未支給の給付金)

第12条 受給者が死亡した場合において、その死亡した者に給付すべき給付金で未支給のものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時受給者と生計を一にしていた者に支払うことができる。

2 未支給の給付金を受けるべき者の順位は第1項に規定する順序による。

3 前2項の規定による未支給の給付金を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その一人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は全員に対してしたものとみなす。

4 第1項に定める未支給金の支給を受けようとする者は、板橋区重度心身障がい者特別給付金未支給金請求書及び口座振替依頼書（別記第10号様式）を区長に提出しなければならない。

(譲渡及び担保の禁止)

第13条 給付金を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(効力)

第14条 この要綱は、国民年金法の改正により、国において同様の措置が講じられた場合は、その効力を失うものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉部長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年10月1日から施行し、平成20年4月1日から適用する。ただし、第9条第1項の規定は、平成21年7月1日から施行する。

2 平成21年3月31日までに申請のあった受給者については、平成20年4月分から給付金を支給する。ただし、平成20年5月以降に受給資格を取得した者については、その受給資格を取得した日の属する月から支給する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。